

■3 年次生履修登録について

教職に関する科目の履修登録について、昨年度までは事前にエントリーをしてクラス分けをしていましたが、本年度は manaBe から Web 登録する形式に変わりました。各自、未修得の科目の登録を行なってください。

なお Web 登録できない資格支援センター開講の実技科目（工芸基礎など）の登録希望者は、資格支援センターまでメールで受講希望科目とクラスをお知らせください。

※3 年次終了までに教科教育法を修得済みでない場合、教職に関する科目の修得状況が著しく悪い（教育実習と教職実践演習を除く 2 科目 4 単位を超える未修得単位がある）場合、あるいは卒業時に免許状の取得が見込まれない場合は 4 年次の「教育実習」を履修することはできませんので注意してください。

教育実習の依頼（対象：3年生）

教育実習は4年生時の5～11月（5・6月が最も多い）に、3週間の期間（正確には15日間・120時間以上）で原則として出身の中学校または高校で行なう。実習の依頼は、前年度に実習生本人が実習校に依頼をする場合が多いが、京都市立中学校などは教育委員会へ大学が一括して申し込む方式をとり、学生が個別に実習依頼をすることはしない。実習生の受け入れは、将来教員になる意志を持った者のみに対して認めるということが基本である。なお京都市立校での実習希望者は京都市教育委員会主催の教育実習研修会（8月）に参加することが義務づけられている。

出身校以外を希望し、内諾が得られる見込みがあるならば申し出ること。

※注意 必修科目（美術科教育法など）が不合格の場合など、3年次終了時において教育実習受講のための要件を満たすことができなかった場合は、教育実習を辞退することになる。

＜配布書類＞

＊京都市立中学・高校、豊中市立中学、神戸市立中学、姫路市立中学、北九州市立中学および名古屋市立中学での実習希望者は以下のものは不要。

- ・「御校出身学生の教育実習についてのお願い」文書……訪問校（実習予定校）へ渡す。所属・学年欄および住所欄（現住所と帰省先住所）は各自がペンで記入しておくこと。
- ・「内諾書」文書……訪問校（実習予定校）へ渡す。
- ・封筒（上記「内諾書」返送用）……訪問校（実習予定校）へ渡す（必要に応じて）。
- ・次年度教育実習の電話での依頼方法

■実習申込の手続き

1. 学生本人が依頼する。
 - a) 実習校を訪問し、内諾を得る。－大部分の場合
 - b) 教育委員会で実習申込をした後、実習校へ依頼に行く。－岐阜市など
 - c) 実習校で内諾を得た後、教育委員会へ依頼に行く。

2. 大学が、教育委員会あるいは実習校へ、学生を介さずに依頼する。

京都市立中学／豊中市立中学／神戸市立中学／姫路市立中学／北九州市立中学／名古屋市立中学など

■実習申込の時期（上記1. 学生本人が依頼する場合）

実習受付の締切時期が早い場合もあるので、早い方がよい。とりあえず、電話で実習の申し込みをし、いつごろ訪問して文書を届けばよいかを尋ねる。実習校訪問は多くの場合、夏休みに入ってからでよいが、なかには早期の文書提出、学校訪問を求められる場合もある。

■訪問時にすること

学校に着いたら訪問の用件を伝え、担当者（教務主任や教頭など）に面会を求める。担当者に、次年度の実習のお願いをし、「実習願い文書」と「内諾書」とを渡す。

その場で内諾書に記入してもらえたら、内諾書を受け取り後日資格支援センターへ提出する。そうでなく内諾書の作成が後になる場合には、返送用封筒を渡し送付してもらうよう依頼する。

■実習生受け入れに条件がつく場合

- ・教員採用試験の受験を課す。（名古屋市立校の場合は、名古屋市実施の教員採用試験受験が義務づけられている。）
- ・実習中は実習校の方針に従う。なかには誓約書を提出するよう求められる場合もある。

■受け入れを断られた場合

速やかに資格支援センターに報告すること。その後の対応を指示します。

次年度教育実習の電話での依頼方法

以下に電話での依頼の例を示す。

<電話でのやり取り>	<注意点その他>
(Aが学生、Bが実習校をあらわす。)	
A「卒業生の〇〇××です。次年度の教育実習のことでお電話いたしました。」	
B「担当の者に代わります。」	担当者は教頭または教務主任の場合が多い。
A「卒業生の〇〇××です。現在京都芸術大学の3回生で教職課程を履修しており、来年度教育実習をお願いしたく、お電話しました。教科は美術（または社会または地理歴史）で、期間は3週間を希望します。大学作成の教育実習依頼の文書*をあずかっていますのでお届けにあがりたいのですが、いつがよろしいでしょうか。」	実習校での実習は4単位なので120時間の実習が必要とされる。1日8時間、1週5日間として3週間(15日間)が標準である。高校では、2週間のみの受け入れのところもあるので注意のこと。
B「帰省したときで結構です。」	依頼文書を郵送すればよい場合もある。
A「夏休みに帰省しますのでそのおりにおうかがいしたいと思います。よろしくお願いします。」	実習校が近い場合はもっと早く行ってもよい。

*実際に持っていくものは「御校出身学生の教育実習についてのお願い」と「内諾書」の2通の文書と返送用の封筒